# 平成29年度産業経済研究委託事業 海外におけるデータ保護制度に関する調査研究 (中間報告)

平成29年9月13日経済産業省

### 調査の目的・背景

### 1. 目的

データ利活用を円滑に進めるため、その利活用と保護のバランスの取れた柔軟な知的財産制度を構築することが必要であり、諸外国におけるデータ保護に関する制度等の調査を行い、我が国におけるデータ保護の在り方について検討を行うための基礎資料とする。

### 2. 調査内容

- ○データ保護に係る現行の制度等
  - ・制度等の目的(導入趣旨等)
  - 制度等の内容
- ○データ保護に係る制度等の具体的運用状況
  - ・制度等の見直し、新たな制度等の制定に向けた具体的議論、検討状況
  - ・制度等に関するユーザーの意見、要望等
  - ・その他裁判例、事件例

### 3. 調査方法

#### 文献調査

- ○各国法制度
- ○各機関、専門家のレポート

#### ヒアリング調査

- ヒアリング先
  - ・対象国・地域等: 米国、ドイツ、フランス、国際機関
  - ・対象機関 : 政府機関、シンクタンク、産業団体、法律専門家

### 4. 委託先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

### 本調査の対象とする「データ」

個人情報

夕

- 本調査では、「価値あるデータ」(事業活動において有用であり、企業が投資しているデータ)を主たる対象とする。
- データ保護の観点では米国・欧州ともにプライバシーデータ(パーソナルデータ、個人情報)に注目していることから、 プライバシーデータの保護に関しても併せて報告する。

#### データの種類 データの例 企業におけるデータ利活用例 事業活動において発生するデータ。 稼働データと製品耐用年数に基づく、機器のメンテナンス・ |・ 工場・プラントの生産設備の稼働データ、産 修繕、予防保全サービス。 業用移動体機械 (建機・車両・航空機 牛産現場・建設現場等の工程改善コンサルテーション。 価値あるデータ 等)の位置情報データ、設備(空調、昇降 交通車両・航空機の運航コンサルテーション。 (事業活動において有用であり、 機、OA機器等)の稼働データ、研究データ R&Dの精度向上・効率化。 等 企業が投資しているデータ) (実験・計測データ等)、法人顧客情報等、 個人と切り離されたデータ。 SNS、Webポータルサービス、EC等のインターネットサービ 「個人情報」に限定されない、個人の行動・状 スにおけるパーソナルレコメンデーション、商品開発。 態に関するデータ※2。 小売、飲食、その他リテールサービスにおける顧客行動分 • Web閲覧・遷移・購買データ、店舗内行動 析に基づく店舗内マーケティング、商品開発。 プライバ パーソナルデータ データ、自動車走行データ、移動通信端末 自動走行、自動車の商品開発。 等から発信される個人の位置情報、体温・ 個人向け健康管理サービス、法人向けバイタルデータ販 血圧等のバイタルデータ等。 売。等 牛存する特定の個人を識別できる情報であり、 SNS、Webポータルサービス、EC等における会員向けサー ーデ 氏名、生年月日、その他の記述等、および個 ビス。 銀行、証券、クレジットカード等の金融サービスにおける個 人識別符号※1。

人認証。

ビス。等

小売、飲食、その他リテールサービスにおける会員向けサー

※1:個人情報:「改正個人情報保護法」第二条 ※2:パーソナルデータ:「個人情報の利活用と保護に関するハンドブック」

イナンバー、各種保険証等)。

DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手

指の静脈、指紋・掌紋、旅券番号、基礎

年金番号、免許証番号、住民票コード、マ

### 調査結果の概要

- データ保護については、米国・欧州委員会・独・仏でおおよそ営業秘密及び契約による保護という考えは共通。(ただし営業秘密に 関する法体系は各国で異なる)
- 日本での取り組み(行為規制の検討)について、米国は日本の取り組みがベストプラクティスとなり各国へ普及させていくことを期待 しており、欧州はデータ保護に関する制度整備につき様子見の状況であり、日本の検討に関心を寄せている。

#### データ保護に関する考え データ保護に係わる制度(概要) 価値あるデータは、営業秘密による保護が基本であり、 連邦法によりサポートされる考え。 営業秘密:民事的救済について州法(UTSA)、連邦法(DTSA) 米国 |・ 米国の現行法において各法令がパッチワークのような 不正アクセス:刑法第1030条(コンピュータ犯罪取締法) 状態であり、今般日本で検討している行為規制の • 権利付与:連邦著作権法 アプローチがベストプラクティスとなり、各国に普及させて いくことを期待している。 • データベース保護:データベース保護指令(著作権、sui generisによる保 欧州 各国 価値あるデータは、契約による保護が基本。契約外の第三者による不正取得に対しては、営業秘密、 • 営業秘密:営業秘密保護指令(欧州域内での営業秘密の定義、 委員 規制行為、救済措置の統一を図る) 競争法、サイバーセキュリティ法、内部告発者保護法 • 単一デジタル市場戦略: 2015年「A Digital Single Market Strategy 等の各国現行法で保護する考え。 各機関概要 for Europe J. 2017年「欧州データ経済の構築」(コンサルテーションペーパー) 価値あるデータは、契約による保護が基本であり、 営業秘密:不正競争防止法(UWG) 17条による刑事罰と、 第三者による不正取得は営業秘密で規制する考え。 また、自動車業界による自主的ガイドラインを策定する 動きがあり、産業界から注目されている。 刑事的に違法とされる行為についての不法行為に基づく民事救済 不正アクセス: 刑法典202a,b条 権利付与: 欧州データベース保護指令に基づく国内法 W 営業秘密:民法1382条及び1383条。知的財産法典621-1条、労働法典1227-1条(「製造秘密」及び「営業秘密」の規定)、労働法152-7条(「製造秘密」および「営業秘密」に係わる刑事罰を規定)、刑法311-2条(窃盗)、313-1条(詐欺) 価値あるデータは、契約および営業秘密で保護する考 ラン え。フランス国内法において営業秘密は製造秘密として の刑事的保護と民法による一般不法行為の規制によ データベース保護:知的財産法典341-1条

#### 日本での 取り組みへの 各国所感

り保護される。

- 米国は、日本の検討がベストプラクティスとなり、各国へ普及させていくことを期待。
- 欧州(欧州委員会、ドイツ、フランス)は、データ保護に関する制度整備につき様子見の状況であり、日本の検討に関心を寄せている。

不正アクセス: 刑法323-1条(不正アクセス)、323-3条(不法なデータ入力・消去・改変)
カ・消去・改変)

### 【米国】現地調査(ヒアリング)でのコメント例

【価値あるデータの保護手段】

■ "データは「21世紀の石油」であり、米国産業にとって価値のあるものと考えている。基本的にはデータの流通を促進すべきであるが、第三者からの 不正取得からは保護されるべきと考えている。"(産業団体)

■ "価値あるデータの保護手段として、基本的には営業秘密による保護とし、営業秘密として取扱いができない可能性がある場合は、個別の契約に 保護、第三者からの不正取得に対しては不法行為(不正アクセス)の規制で対応する。"(政府関係者、法律専門家及び産業団体)

■ "現時点で現行法の改正や新法立法に関する動きはない。" (政府関係者)

■ "データ保護に関して現在日本で検討しているアプローチがベストプラクティスとなり、国際的協調につながることを期待している。"(政府関係者)

■ (参考) "1995年のEUデータ保護指令 (EU Data Protection Directive) の際は、著作権 (Copy right) および新たな権利 (sui generis) による権利付与型のデータ保護が提唱されていたが、権利付与型の保護はデータの流通を阻害するため、適していない。"(政府関 係者、産業団体)

【営業秘密】

■ "価値あるデータは流通による事業発展のため柔軟(Flexible)な保護手段が望まれるため営業秘密保護が最も適していると考える。"(法律

"営業秘密に関しては2016年に連邦営業秘密保護法(Defend Trade Secret Act, DTSA)が成立しており、実際の法執行の内容が明 確になるのを待つ段階である。"(政府関係者)

【契約】

■ "契約ではデータの所有者を明確にする点、機密保持を締結する点からデータの保護に適していると考える。ただし、契約内容の厳密性については 各国の契約法・契約慣習によることから、国際協調の観点からは、契約による保護は必ずしも柔軟性はないと考える。"(法律専門家)

■ "契約によるデータ保護は、個別企業間における保護には効果的と思うが、第三者による不正取得に対しては十分ではないと認識している。 産業団体)

【不正アクセスの規制】

■ "データ保護にはサイバーセキュリティだけでは十分でなく、知的財産や他の法律等、幅広い側面から(wide range)、保護方法を考える必要 がある。"(政府関係者)

【権利付与】

■ "著作権法による保護については、1990年代以降、データベース作成に関する投資について否定的な判決が続いたことを受け、現代においてもデ ータ保護の文脈で検討されることはない。"(政府関係者)

- 【プライバシーデータの保護手段】 "プライバシーデータは、連邦取引委員会(Federal Trade Commission)のプライバシーに関する様々な原則の策定により、米国内での保 "プライバシーデータは、連邦取引委員会(Federal Trade Commission)のプライバシーに関する様々な原則の策定により、米国内での保 護制度が整備されている。企業へのエンフォースメントは強く、企業は負担を感じながらも遵守している"。(政府関係者、法律専門家及び産業
- "技術革新に伴う新たなプライバシーデータの範囲については、現在もワークショップを行い、産業界の意見を収集している段階であり、今後もその範囲は拡大する可能性がある。"(政府関係者)

### 【米国】データ保護に関する認識・制度・運用実態

権利

付与

(著作権)

保護を実現している。

くことを期待している。

今般日本で検討している行為

規制のアプローチがベストプラク

ティスとなり、各国に普及させてい

■ 価値あるデータについては、営業秘密による保護が基本であり、連邦法によりサポートされるという意見。米国の現行法において 各法令がパッチワークのような状態であり、重複性もあるが、ロバスト性の高い保護を実現している。今般日本で検討している行為規 制のアプローチがベストプラクティスとなり、各国に普及させていくことを期待している。なお、権利付与型の保護はデータの流通を阻害す るため、適していないとの意見。

#### データ保護に関する認識 データ保護に関する法制度 制度運用•評価 データは「21世紀の石油」であり 現行法は民事的救済について州法(UTSA)、連邦法(DTSA)で規定。 UTSAは今なお州内での営業秘密保護におい 保護対象は、経済的価値のある情報(方法、技術、プログラム、プロセス 保護対象となり得るものと認識し て機能している。 DTSAは制定後間もないが、差止めを請求す 等)。基本的には1939年不法行為法リステイトメントの考え方に基づき、技 ている。 術・産業の発展に応じて都度、再定義。 る判例が複数あり、今後の判例蓄積により運 データ保護は営業秘密が基本で 規制行為は、不正取得、同意を得ない開示又は使用等。 用が明確化する見込み。 営業 あり、営業秘密として保護の可 違反者に対して刑事による罰金・懲役、及び民事による差止め請求、損害 営業秘密は、原則となる要件が明確であり、第 秘密 能性が低い場合は契約による保 賠償請求が可能。(特にDTSAでは、例外的対応として、民事的救済の為 三者による不正取得にも対応できるため、価値 護、第三者からの不正取得に対 の訴訟提起前であっても、相手側に対する事前通告ないで裁判所が あるデータ保護の手段として適していると、行政、 法律専門家、産業界は認識。 差押命令を発することが出来る) しては不正アクセスの規制に対 する規制で保護する考え。 権利付与型(著作権やEUの • 秘密保持契約により、営業秘密性の立証が困難な場合も、当事者間におけ 企業間のデータ保護において一般的な手段。 データベース権など) のデータ るデータの無断開示や不正な使用を規制できる。 ただし、第三者による不正取得に対して 契約 保護の可能性については、総じて 契約違反に基づく損害賠償請求や差止請求についても契約書上、違反の 保護性が十分ではないと考えられている。 権利付与型の保護はデータの流 効果として詳細に定められる。 通を阻害するため、適していない 現行法は刑法第1030条(コンピュータ犯罪取締法)で規定。 第三者の故意による不正アクセス、不正取得、 と認識している。 保護対象はコンピュータ及びコンピュータ上のデータ、プログラム、システム。 損害を与える行為を規制しており、コンピュー 現行法による保護は、各法令 タ・ネットワークにおける不法行為の規制として 不正 規制行為は、故意による不正なアクセス、不正アクセスによる情報の取得、 (著作権、営業秘密、不正アク 保護対象への損害を与える行為、アクセスに必要な情報・パスワードの アクセスの セス、FTCによる取締り、民法、 無権限取引。 ただし、第三者が不正に取得したデータをさらに 規制 違反者に対する刑事における罰金・懲役が可能。 流通させた場合における差止めを規定しておら 刑法など)による保護範囲(対 ず、民事的救済は不可。 象や禁止行為)がパッチワーク のように構成されている。重複す 保護対象は、著作物性を有するデータベース、コンテンツ等。(データベース る部分もあるが、堅牢性の高い 主たる保護対象がインターネット上でのコンテン 作成での「投資」につき、Feist判決以降、基本的には否定的) ツ、データベースであり、データそのものは

• プライバシーデータについては、連邦取引委員会(FTC)が厳格に取締まり、産業界は負担(ガイダンスの数が膨大)を感じながらも遵守せざるを得ない状態。国際ハーモナイゼーションに ついては、欧州一般データ規則(GDPR)で定める細かなデータ取扱いルールの全てに対応することは困難と認識している。

規制行為は、オンラインにおける著作権侵害、インターネット上の著作物への

違反者に対する違反者に対して刑事による罰金・懲役、及び民事による

差止め請求、廃棄請求、損害賠償請求が可能。また、プロバイダーは

アクセス・コントロール回避、コピー・コントロール回避等。

当該コンテンツの削除要請に対応。

(米国では伝統的には著作権法で不正競争行為を規制)

保護対象としていない。

も小さいと認識されている。

また著作権では、権利保護が強すぎるため、

データ流通に適しておらず、産業発展への寄与

### 【欧州委員会】現地調査(ヒアリング)でのコメント例

#### 【価値あるデータ(産業データ)についての規制等に係る立場や動き】

- "新たなビジネスモデルの進展を阻害する可能性があることから規制を導入することについては否定的である。"(国際機関関係者、産業団体、有識者)
- "「データ所有権」は定義の混乱などから否定的。データへのアクセス確保(の権利)が議論の主眼である。"(有識者)
- "当面は契約を基本とし、契約外の第三者による不正行為は他の法体系でカバーすべき。" (有識者)
- "データに関する法規制や政策は、分野横断的なものは難しく、個別分野に特化した検討が現実的なものである。加えてイシュー特化型(サイバーセキュリティ、データ越境移動等)の課題への取り組みがある。"(有識者)
- "欧州委員会DG JUSTICEによるデータに関するモデル契約開発については、一定程度有用であろうが、どの程度活用が広がるかは不明である。" (有識者)

#### 【EUデータベース保護指令】

- "見直しに向けてパブリック・コンサルテーションを実施(本年8月末まで\*)"(政府関係者)
  - \* 予定通り終了したが、その内容をとりまとめた情報等は現時点で未発表。
- "データベースの対処範囲如何では意義ある見直しとなるかは懐疑的である" (有識者)

#### 【欧州委員会DG CONNECT「欧州データ経済」に関するパブリック・コンサルテーション】

- "4月にクローズするも、担当のCommissionerが実質不在であり、その後の方針は打ち出されていない。 DG CONNECTからの次の 提案の時期は、この秋とも来春とも言われている。"(有識者)
  - \* Commissioner不在状況は解消。現在、DGのウエブサイトには、「2017年秋にデータ・フリーフローの協力枠組みに関する提案を準備」等との情報が 公表されている。
- "法規制の導入が急がれる様子はない" (有識者)

#### 【EU営業秘密保護指令】

- "域内国はそれぞれ国内法整備を実施中である。"(有識者)
- "EU営業秘密保護指令が今後各国でどのように適用、実施されるかは不透明である。" (有識者)

#### 【2016年EU一般データ保護規則】

■ "2018年の施行に向けて域内国はそれぞれ国内法整備を実施中。欧州域内のハーモナイゼーションが進むことは前向きに捉えている。"(政府関係者)

6

## 【欧州委員会】データ保護に関する認識・制度・運用実態

■ 価値あるデータは、契約による保護が基本である。契約外の第三者による不正取得に対しては、営業秘密、競争法、 サイバーセキュリティ法、内部告発者保護法等の各国現行法で保護すると認識されている。

### データ保護に関する 認識

- 欧州・各国のそれぞれの レベルにおいて、データ流 通を規制する制度導入 に対しては否定的な意見 が多い。
- ▶ データ所有権について は否定的で、データア クセス権を保護する志 向。
- 契約を基本とし、契約外 の第三者による不正取得 に対しては、営業秘密、 競争法、サイバーセキュリ ティ法、内部告発者保護 法等の各国現行法で保 護すると認識されている。

### データ保護に関する法制度

## ● データベース保護指令で、著作権、sui generisによる保護を制

- スに該当しないと指摘されている)
- 保護対象は、コンテンツの選択又は配列によって知的創作物を
- 構成するデータベース、及び「相当の投資」がなされているデータ ベース。(ただし、無造作に素材を集めただけのものはデータベー

• 特にsui generisによる保護については早い時期から批判も多く、 判例でも多くのデータベースがsui generisによって保護されないこ とが示される。

制度運用·評価

• 同指令について当初から産業界は好意的ではなく、10年ほど前に 見直しの機運が高まった際にも評価はネガティブであったとの指摘 があった。

#### 営業 秘密 保護 指令

データ

ベース

保護

- |• 2016年に採択された営業秘密保護指令で、欧州域内での営 業秘密の定義、規制行為、救済措置の統一を図る。
- |• 保護対象は、営業秘密がノウハウ、営業情報、技術情報を含む 概念とし、非公知性・有益性・秘密管理性を保護要件とする。
- 規制行為は、不正取得、同意を得ない開示又は使用等。
- 救済措置として民事による差止め請求、損害賠償請求を提示。
- 指令策定のプロセスが長引き過ぎ、妥協の産物となっているとの指 摘あり。
- 必ずしもデータ保護を意図して策定されてはないが、ドイツからは インターネットトでの市場のつながりが発展する中、欧州域内での 制度協調が図られる点において好意的な評価を受けている。

#### 単一 デジタル 市場 戦略

契約

- 2015年に欧州委員会が文書として「A Digital Single Market Strategy for Europe」を公表し、その後2017年1月に「欧州データ経済の構築」としてコンサルテーションペーパーを 公表。
- 自動集積されるローデータの保護について当該データへの匿名ア クセスの促進、共有促進、投資や資産の保護、秘密情報の開 示の回避、データのロックイン効果の最小化について、ガイダンス、 契約ルール等の詳細な議論の必要性を指摘。
- 欧州委員会DG Justiceによりデータに関するモデル契約開発 中。

- コンサルテーションペーパーへの関心は高い。
- 2017年6月時点で同コンサルテーションを所管する担当の欧州 委員が空席であり、新たなペーパーによる方向性提示までには数 か月~1年程度は要する可能性があるとの見解があったが欧州委 員不在状況は解消。現在、欧州委員会のウエブサイトには、 「2017年秋にデータ・フリーフローの協力枠組みに関する提案を準 備」等との情報が公表されている。
- 新たな規制の導入が提案されることはないであろうとの意見が太
- 基本的には価値あるデータ保護については企業間の契約に委ね るべきという意見。
- DG Justiceによるデータに関するモデル契約については、一定程 度有用であろうが、どの程度活用が広がるかは不明という見解。
- プライバシーデータは、GDPRによって保護・規制される。国際ハーモナイゼーションについては、GDPRの詳細さ、厳格さの観点からEU域外とのハーモナイゼーションは不可能と認識さ れている

### 【ドイツ】現地調査 (ヒアリング) でのコメント例

#### 【営業秘密保護】

- "域内国はEU指令に基づき国内法整備を実施中である。ドイツでも作業は進んでいない。"(有識者)
- "EU指令を策定する際の欧州委員会での作業部会に出席していたため、国内法の改正は現実的な範囲内である。" (政府 関係者)

#### 【EUデータベース保護指令】

■ (再掲) "データベースの対処範囲如何では意義ある見直しとなるかは懐疑的である。" (有識者)

#### 【欧州委員会DG CONNECT「欧州データ経済」に関するパブリック・コンサルテーション】

■ "産業界等はビジネスモデルの進展を阻害する懸念があるデータに関する規制は不要との立場である。" (産業界、有識者)

#### 【2016年EU一般データ保護規則】

■ "欧州域内のハーモナイゼーションに寄与すること、柔軟性もあり公正なバランスが保たれるものとして評価している。"(政府関係者)

#### 【自動車業界の取り組み】

■ "自動車運転から吸い上げられるデータを公共性や機密性に応じて5分類するガイドラインが作成されている。"(産業団体、政府関係者)

#### 【価値あるデータ(産業データ)についての規制等に係る立場や動き】

- "ドイツはもとより、欧州の産業界は、データ利活用を阻害するようなデータ保護の法制度は現時点で不要との立場。契約関係や既存法による解決を志向している。「データ所有権」の議論にも反対である。"(産業界、政府関係者、有識者)
- "今年9月の選挙で4選を狙うメルケル首相は、データ所有権に賛成するとコメント。産業界の拒否感を認識していない発言。" (有識者)
- "当面は契約を基本とし、契約外の第三者による不正行為は他の法体系でカバーすべき。" (有識者)
- "大企業と中小企業の間で契約締結のうえで綱引きが生じていることは理解している。"(政府関係者)

## 【ドイツ】データ保護に関する認識・制度・運用実態

■ 価値あるデータは、契約による保護が基本であり、第三者による不正取得は営業秘密で規制するという考え。また、自動車業界による 自主的ガイドラインを策定する動きがあり、産業界から注目されている。

#### データ保護に関する認識

#### • データは「21世紀の石油」と認識 されており、その最大限の活用が 志向されている。

- •個人データ活用によるビジネスでは米国系企業に水をあけられたため、Industrie4.0にも見られるIoTや強みがある自動車産業等における「価値あるデータ」を活用したビジネスにおける巻き返しのためにもデータの利活用の重要性が強く認識されている。
- 基本的には契約による保護とし、 第三者による不正取得は営業 秘密で規制するという考えである。 (但し、契約と営業秘密のみで 必ずしも十分ではないと認識)
- データ所有権については否定的で、データアクセス権を保護する 志向。
- 特に産業界は現状では契約とセキュリティによって保護されており、データの利活用を阻害しうるような新たな法律は現時点で不要という認識。

#### データ保護に関する法制度

#### 制度運用·評価

#### 営業 秘密

• 2004年施行の不正競争防止法(UWG) 17条が営業秘密漏えいについて刑事罰を設けている。また、民法において UWG17条に該当する行為に対する損害賠償請求と差止 請求を定めている。

- 「営業秘密」の定義規定はなく、判例に依る。
- 欧州指令を受けて本年10-11月の本案提出に向けて営業 秘密法案の準備が進められている(2017年6月時点)。
- UWG全体の保護対象のあいまいさや、営業秘密の提示が限定的に判示されてきたことから活発な運用はなされていない。
- UWG17条は新法に移管され欧州指令と整合化されるが、 新法成立後も運用に委ねられる余地が大きいと見られる。

### 契約

• B2Bの価値あるデータの保護や取扱いについては企業間契約に依るべきとの意見が太宗である。

- 自動車産業団体は基本的に契約に委ねるべきとの立場で、 これを補完するデータの分類と取扱に関するガイドラインの整 備に取り組んでいる。
- データの取り扱いを定めたB2Bの契約に係る大きな紛争は 取り沙汰されていない。
- データの取り扱いが分野毎に展開することに対する期待は 大きい。

#### 不正 アクセス の 規制

- 刑法典202a,b条が秘密に管理されているデータに対する 権限のないアクセスと取得を禁止、同203条が他者から開示 を受けた者の第三者開示を禁止、同204条が他者から当該 秘密の開示を受けた者の利用禁止を規定。
- 内部からの牽制の有用性が認識され、内部告発者保護の制度の整備が進んでいる。
- 1986年に当時の東側諸国の産業スパイを念頭に導入。 今日的なデータ保護は必ずしも射程にない。
- 内部告発者の保護に関する制度はドイツは進んでいなかったため、欧州レベルでの対応の進捗を受け、国内で注力されている。

# 権利 付与

- 欧州データベース保護指令に基づき1998年までに国内法を 整備。
- 同指令対して欧州委員会はコンサルテーションを実施中。
- データベース保護法は活用されなかった。
- コンサルテーションに対しても、同指令の延長では今日的な データをカバーし得ないとの見解が太宗。
- プライバシーデータについては、ドイツは欧州他国より厳格に保護していた伝統があると認識されている。GDPRについて、EU域内のハーモナイゼーションに寄与するという点で肯定的である

## 【フランス】現地調査(ヒアリング)でのコメント例

#### 【営業秘密保護】

- "従来より営業秘密は保護されているが、統一的な法制度はない。「製造秘密(manufacturing secret)」が保護対象であった。" (法律専門家)
- "民法に定める民事上の責任の原則および不法行為に基づき差止請求を提起することが出来るが、営業秘密侵害に際して差止は ほとんど認められていない。"(法律専門家)
- "2014年、2015年の二度にわたり営業秘密に特化した国内法制定の動きがあったが、マスコミ等からの強い反対により廃案となった。"(法律専門家)

#### 【データベース】

■ "データベースを産業データの一部とし、それへの投資を守るためとして、フランス知的財産法典(341-1条)において保護を規定。対象範囲は限定的かつケースバイケースの判断となる。"(法律有識者)

#### 【欧州委員会DG CONNECT「欧州データ経済」に関するパブリック・コンサルテーション】

■ "市場の失敗はなく、規制のニーズはない。" (産業団体)

#### 【個人情報保護法】:

- "法の執行面において、情報処理及び自由に関する国家委員会(CNIL) が存在し、強力に推進されている"(法律専門家)
- "デジタルトランスフォーメーション政策がとられ、Digital Republic Act(デジタル共和国法)が2015年12月に承認、2016年10月に施行された。これにより1978年フランスデータ保護法等を、欧州一般データ規則(GDPR)の発効に先駆けて改正。"(産業団体)

#### 【価値あるデータ(産業データ)についての規制等に係る立場や動き】

- "個人情報はEUレベルで決まるが、産業データの扱いについてはより分権化され、産業界のニーズに応じて法規制以外も選択肢として方向づけられるべき。"(産業団体)
- "フランスの産業界は、デジタルデータに個人情報が含まれていることにより自由移動が妨げられることを懸念している。"(産業団体)

## 【フランス】データ保護に関する認識・制度・運用実態

■ 価値あるデータは、契約および営業秘密で保護するという考え。フランス国内法において営業秘密は製造秘密としての刑事的保護と民法による一般不法行為の規制により保護される。

#### データ保護に関する認識

- 価値あるデータについては、基本的には契約および営業秘密で保護するという考えである。
  - ▶ フランスにおいて価値ある データの保護を明示的に 対象とする法制度は存 在しない。
  - ▶ フランス国内企業は価値 あるデータの取り扱いを、 契約による法的義務により対応しており、新しい 規制は不要という意見で ある。
  - ▶ 営業秘密については、製造秘密としての刑事的保護と民法による一般不法行為の規制により保護されている。

#### データ保護に関する法制度

#### 営業秘密に係る事項は、一般法である民法1382条および1383条に 定める民事上の責任の原則および不法行為の適用に準拠。ただし、運 用事例はほとんどない。

- また、営業秘密侵害に相当する行為は、刑法311-2条(窃盗)・ 刑法313-1条(詐欺)で定める刑事罰の対象となる可能性がある。
- 特定の場合には労働法における「製造上の秘密の開示」として刑事罰の 対象。
- 全体としては不法行為又は契約に基づいた合意に係る判例法に準拠 (成文法の定義規定はない)。
- 「製造秘密」および「営業秘密」は知的財産法典621-1条に規定され、 これが労働法典1227-1条にも規定され、労働法152-7条が定める刑 事罰の対象となっている。

#### 制度運用·評価

- 営業秘密侵害に際する差止請求に関する判例は、 10年以上に渡り低調。
- 2014年と2015年に2度に渡り営業秘密に特化 した法案が提出されたが成立せず。
- データに関連する法令については、新政権下で現状よりも正確になることが期待される。複数のEU指令を受けた法改正を含め、今後5年間は動向が注目される。

#### データ ベース 保護

営業

秘密

- データベース保護に係る事項は、知的財産法典341-1条により規定。
- 保護を受けるには、データの内容の構成、検証又は呈示が実質的な財政的、物的又は人的投資の証明が必要。
- 判例において、データベースが保護対象となるかは ケース・バイ・ケース。

#### 不正 アクセス の 規制

- 刑法323-1条は、コンピュータへの不正アクセスを禁止し、違反行為への 懲役又は罰金を規定する。
- 刑法323-3条は、不法なコンピュータへのデータ入力、コンピュータ内の データの消去・改変を禁止し、違反行為への懲役又は罰金を規定する。
- 第三者の故意による不正アクセス、損害を与える行 為を規制している。
- ただし、コンピュータへの第三者が不正に取得したデータをさらに流通した場合における差止めを規定してなく、 民事的救済は不可。

#### 契約

- 価値あるデータの企業間における法的枠組みは契約によるとの認識が一般的。
- 契約は、従業員との間の労働契と、第三者である顧客、サービス提供者等に営業秘密などのデータを開示または移送するにあたっての、非開示合意(NDAs)や移送契約(transfer agreement)等。
- 営業秘密に関する法制度が不在であることから、 営業秘密や製造秘密は、知的財産法典の判例 によって進展してきたことと並行して、営業秘密を 阻害する契約または不正競争に関わる申し立て によっても進展。
- プライバシーデータについては、フランスデータ保護法およびCNILにより保護・規制されている。GDPR発効を含むEU域内での動きに先駆けて自国の法改正をしている。